

一般社団法人日本マンション学会学術委員会規則
(当初制定：2010年4月17日 JICL 規則第3号)

(名称)

第1条 この委員会は、学術委員会（以下本委員会という。）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、日本マンション学会の学術的な事業の遂行を目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、委員長1名、副委員長3名、幹事若干名及び必要な数の委員をもって構成する。

(委員の選任)

第4条 委員は、本委員会又は理事会によりあらかじめ推薦された会員の中から理事会の承認を得て選任される。

(委員長、副委員長及び幹事の選任)

第5条 委員長、副委員長及び幹事は、委員の互選により選任される。

2 委員長は、本委員会を代表し、委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。代行の順位は、委員長があらかじめ決しておく。副委員長は、第8条に定める小委員会の担当委員長を分担兼務する。

4 幹事は、第8条に定める小委員会の運営について担当委員長を補佐する。

(任期)

第6条 本委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(本委員会の開催)

第7条 本委員会は、委員長の招集により随時開催する。任期満了に伴う新規本委員会の最初の開催は、前委員長又は学術担当副会長が招集する。

(小委員会)

第8条 本委員会に、次の小委員会を設置する。

- 一 学術企画委員会
- 二 編集委員会
- 三 国際交流委員会

2 前項に定める委員会の外、本委員会が必要に応じて小委員会を設置することができる。

3 小委員会の委員は、本委員会委員及び会員の中から本委員会の議を経て委員長が委嘱する。

4 小委員会の招集は、担当委員長が必要に応じて行う。

(小委員会の任務)

第9条 前条に定める小委員会は、次に掲げる事項を分担する。

- 一 学術企画委員会は、大会の企画、学術論文審査、研究委員会の管理、その他本委員

会に関わる事項。

二 編集委員会は、「マンション学」の企画・編集。

三 国際交流委員会は、外国との学術交流に関する情報収集、交流事業の企画運営、海外学術調査等。

(大会実行委員会)

第10条 本委員会は、毎年度開催される全国大会の実行委員会を開催地の実情に合わせて組織できるように支援する。大会実行委員長及び運営組織等に関しては開催地の意向を尊重し、大会における学術講演、シンポジウム、分科会等の内容について開催地の実行委員会と協議し、企画する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規則は、本会定款第63条に基づき2010年4月17日から施行する。

2 本規則施行日において日本マンション学会学術委員に任命されている者は本規則による委員とみなし、2011年度第1回学術委員会開催日までの任期とする。